

○国立大学法人琉球大学会計規則（抜粋）

第5章 契約

（契約の方法）

第17条 学長は、本法人の業務に必要な売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。ただし、別に定める場合には、指名競争又は随意契約によることができる。

2 競争に加わろうとする者の必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

（落札の方式）

第19条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支出の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

3 その性質又は目的から第1項の規定により難しい契約については、価格及びその他の条件が本法人にとって最も有利なもの（前項の場合においては、次に有利なもの。）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

○国立大学法人琉球大学会計実施規程（抜粋）

（競争参加者の資格及び審査等）

第13条 担当理事は、会計規則第17条の競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係る者については、当該年度における各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係る者については、文部科学省における競争参加者の資格に関する手続きにおいて「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者を、それぞれ国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

（競争に参加させることができない者）

第14条 会計規則第17条に規定する競争において、次の各号に掲げる者は参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各

号]

2 次の各号の一に該当すると認められる者が競争に参加しようとする場合は、契約責任者は、担当理事に報告をし、その指示によるものとする。

(1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたことのある者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 落札したが契約を締結しなかった者

(5) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(6) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(7) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 前各号に該当する者を入札代理人として使用する者

3 担当理事は、前項各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人及びその他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(一般競争入札の公告)

第15条 会計規則第 17 条第 1 項の規定により、一般競争入札に付そうとするときは、原則としてその入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示又はその他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を 5 日までに短縮することができる。